

第 1 問 答 案 用 紙

(企 業 法)

| | |
|-------------|--|
| 問題 1 | <p>1. 7月11日は、まだ本件株式併合の効力発生日（7月19日）前である。そこで、甲会社の株主である乙会社としては、本件株式併合を阻止するために、甲会社に対して本件株式併合の差止請求（182条の3）をすることが考えられる。</p> <p>2. まず、182条の2以下の規定は、1株未満の端数となるのが単元未満株式に限られる場合以外の場合に適用される（182条の2第1項柱書かつこ書）。そうすると、本問では、甲会社は単元株制度を採用していないから、差止請求を規定する182条の3は適用され得る。</p> <p>3. 次に、上記差止請求は、①株式併合が法令・定款に違反する場合で、かつ、②株主が不利益を受けるおそれがあるとき、に株主に認められる（182条の3）。本問では、事前開示義務（182条の2第1項）を履行しておらず、①本件株式併合は法令に違反する。また、本件株式併合により乙会社の議決権比率は約17%から約2%に減少し、非公開会社における支配的利益の重要性を考えると不利益といえ、さらに、配当額も10分の1に減少し経済的不利益も被るから、②もみたす。よって、乙会社の本件株式併合の差止請求は認められる。</p> |
| 問題 2 | <p>1. 乙会社の株式買取請求の根拠となる会社法の規定は、116条1項柱書3号イである。</p> <p>2. 確かに、本件株式併合には182条の4の反対株主の株式買取請求権の規定も根拠となり得る。しかし、同条は「1株に満たない端数が生ずる場合」に「端数となるものの全部」の買取請求を規定する。そうすると、本件株式併合の効力発生日により乙会社の持株数1500株全部が端数になるのならともかく、そもそも端数が生じていない以上、同条を根拠とすることはできない。</p> <p>3. この点、種類株式発行会社である甲会社において本件優先株式のみを株式併合するには、本来は乙会社を構成員とする種類株主総会の特別決議も必要であるが（322条1項柱書2号、324条2項4号）、例外的に種類株主総会決議不要の定款の定めを設けることが認められており（322条2項）、甲会社の定款には当該定めがあったため、乙会社を構成員とする種類株主総会決議なく本件株式併合の効力が発生している。ただ、種類株主の意思が問われない代償として、①種類株主総会決議不要の定款の定めがあり、かつ、②種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該種類株式の③反対株主には株式買取請求権が認められている（116条1項柱書3号イ）。本問では、①はみたす。また、本件株式併合により乙会社の議決権比率や配当額が減少するから、②もみたす。さらに、乙会社は本件株主総会に先立ち反対の旨を甲会社に通知し、本件議案に反対しているから、③「反対株主」に該当する（116条2項1号イ）。</p> <p>4. 以上から、116条1項柱書3号イに基づき、乙会社は甲会社に対して、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に該当する7月1日に、買取請求を行う株式が本件優先株式であること及び数は全部であることを明らかにして（同条5項）、その買取りを請求できる。</p> |

第2問 答案用紙

(企業法)

| | |
|------------|--|
| 問題1 | <p>1. 対第三者責任に関する会社法の規定は429条1項である。</p> <p>2. 判例は、同条項の役員等の悪意又は重大な過失の対象は、会社に対する任務懈怠であり、第三者への加害行為ではないとする。なぜなら、判例は、同条項は第三者保護強化のため特別に法定された責任であり、第三者の立証責任を軽減する解釈をすべきと解しているからである。また、同じ第三者保護の観点から、対象となる損害は、第三者の損害が会社の損害の結果生じたもの(間接損害)であれ直接生じたもの(直接損害)であれ含まれると解し、因果関係については、役員等の任務懈怠と損害の発生の間には相当因果関係が必要であると解している。</p> |
| 問題2 | <p>1. 取締役会設置会社において、平取締役Bが代表取締役Aの業務執行に関する監視義務を丙会社に対して負う根拠は、平取締役は取締役の職務執行の監督権限を有する取締役会の構成員であること(362条1項2項2号)にあると解する。</p> <p>2. また、平取締役Bの監視義務の履行方法については、取締役会の構成員である取締役Bは、丙会社に対して、取締役会上程事項に限定されず、代表取締役Aの業務執行全般について、これを監視し、必要があれば取締役会の招集を請求するなり自ら招集し(366条2項3項)、取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする職務を有すると解する。</p> |
| 問題3 | <p>1. 以上を前提とすると、429条1項が適用されるには、①役員等であること、②役員等に会社に対する任務懈怠について悪意または重過失があること、③第三者に間接損害または直接損害が発生していること、④役員等の任務懈怠と損害の発生の間には相当因果関係があること、が必要である。Bは取締役だから、①はみたす(423条1項参照)。</p> <p>2. では、Bに丙会社に対する監視義務違反という任務懈怠はあるか。この点、前述したとおりBにはAの業務執行全般について監視義務が認められるから、Bは本件事実を知った以上、料理の提供の妥当性について懸念を伝えただけでは不十分であり、前述した判例の監視義務の履行方法によれば、取締役会を通じた監督権限を発揮すべく、少なくとも取締役会の招集を請求するなり自ら招集すべきであった。しかし、②それをしなかったBは丙会社に対する監視義務に違反している。ただ、本問では、代表取締役が一人株主であり、取締役会が数年にわたり一度も開催されておらず、平取締役にすぎないBには酷な面があり、重過失を否定すべきとも考えられる。しかし、BはAとの軋轢を避けるという目的のためだけに懸念を伝える以外の一切の措置を講じなかったのだから、②Bには重過失を肯定すべきと考える。また、Bの当該監視義務違反によって③Dが被った直接損害といえる治療費等の損害が発生したといえるから、④Bの当該監視義務違反とDの損害発生の間には相当因果関係がある。</p> <p>3. 以上から、DのBに対する429条1項に基づく本件請求は認められる。</p> |